

コンテナラウンドユースの御案内

コンテナラウンドユースの手続きについて

コンテナラウンドユースについて

* コンテナラウンドユースとは

ONE JAPAN が提供するサービスにおける「コンテナラウンドユース」とは、輸入貨物の荷受人から、ONE JAPAN 指定のデポに空コンテナが返却されることなく、輸出貨物の荷送人によって同コンテナが輸出貨物に利用される状態を表します。尚、対象となるコンテナは ONE JAPAN が管理するコンテナのうち、20' 及び 40' ドライコンテナであり、且つ ONE 乃至その代理店が発行する B/L の下での輸送に供されたものに限ります。また上述の輸入及び輸出貨物は同一の港を利用するものとします。

* コンテナラウンドユース申請

コンテナラウンドユースを行うには、船腹予約時に予め交付を受けた CRU(Container Round Use)ナンバーをコンテナナンバーとともに申請いただきます。(CRU ナンバーの交付を受けるには、ONE JAPAN 所定フォームにて交付申請をしていただきます。)

* コンテナラウンドユース成立の要件

- ONE JAPAN が用意する「コンテナラウンドユース確認書」内容に、申請者・ONE JAPAN 双方同意していること。
- 船腹予約時に為されるコンテナラウンドユース申請が ONE JAPAN によって承諾されていること。
- コンテナラウンドユース申請、承諾後においても、当該コンテナが損傷や汚れその他の理由により輸送に適さない状態であることが ONE

JAPAN乃至は申請者により判断された場合、申請者は自身の責任、費用により ONE JAPAN 指定の場所に返却すること。

* FREE TIME 及び DETENTION CHARGE

申請により承認されたコンテナラウンドユースを行う場合の Free Time は、輸入実入りコンテナの CY からの搬出日の翌日を 1 日目として計算し 14 日間 (Calendar days) です。また、申請者が Free Time 内にコンテナを輸出実入りコンテナとして CY へ搬入できない場合は、下記の Detention Charge を申し受けます。但し、コンテナラウンドユースが行われずに、コンテナを返却する場合は通常フリータイム並びに Detention Charge が適用されます。

CONTAINER TYPE/SIZE	FIRST 5 DAYS	DAY 6 & EACH SUCCEEDING DAY
20 Feet Dry	¥1,000	¥2,000
40 Feet Dry(8'6")	¥2,000	¥4,000
40 Feet Dry(9'6")	¥2,000	¥4,000

1. Detention Charge は消費税の課徴対象とする。
2. Detention Charge の請求はB/L面上の輸出入荷主に関わらず、ONE Japan より申請者へ直接行うこととする。